

# 中野区ファミリー・サポート事業 利用会員募集案内

## 2026(令和8)年度 予約制会員登録会



### 新規会員募集中!

**入会金無料**

#### 〈持ち物〉

- ① 入会申込書兼台帳 (印刷後、記入して持参)  
ホームページからダウンロード ➡
- ② 登録する保護者の顔写真1枚  
(写真サイズ縦3cm×横2.5cm)
- ③ 本人確認書類  
官公署から発行されている本人と現住所が確認できる書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等) ※詳細はHPに掲載
- ④ 印鑑
- ⑤ 黒色のボールペン

#### 〈申し込み〉

##### 電話予約

※予約開始日時をご確認の上「参加希望日・時間」をご連絡ください。

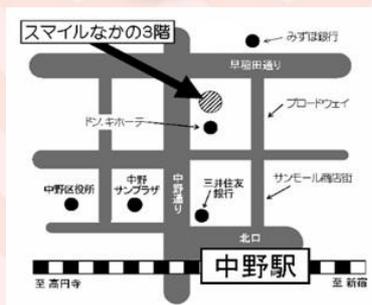
〈定員〉20名 (子ども同伴可。1回につき5組まで)

※定員になり次第締め切り

〈会場〉中野区中野5-68-7

スマイルなかの (中野区社会福祉会館)  
3階AB会議室

予約開始日時	会員登録会	
	開催日	時間
3/6 (金) 10:00~	4/8(水)	
4/10 (金) 10:00~	4/27(月)	
	5/12(火)	
5/8 (金) 10:00~	5/23(土)	
	6/8(月)	
6/9(火) 10:00~	6/24(水)	
	7/8(水)	
7/9(木) 10:00~	7/27(月)	
	8/6(木)	
8/13(木) 10:00~	8/24(月)	
	9/9(水)	
9/10(木) 10:00~	9/29(火)	①10:00~
	10/14(水)	②10:45~
10/9(金) 10:00~	10/29(木)	◇45分程度
	11/10(火)	◇全日程共通
11/9(月) 10:00~	11/25(水)	
	12/9(水)	
12/8(火) 10:00~	12/19(土)	
	1/7(木)	
1/13(水) 10:00~	1/22(金)	
	2/9(火)	
2/10(水) 10:00~	2/26(金)	
	3/9(火)	
3/5(金) 10:00~	3/26(金)	



会員登録をご希望の方は、まずは中野区ファミリー・サポート事業ホームページをご確認ください



ご予約  
お問合せ

**03-5380-0752**

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会

**中野区ファミリー・サポート事業**

開設時間 月~土曜日 8:30~18:00

(日・祝日・第3月曜日・年末年始はお休み)



ファミリー・サポート事業は子育てを地域で助ける会員制の支えあいの活動です

原則「子ども1人」に対し「協力会員1人」（兄弟姉妹含む）の体制で

安全な活動を提供しています

## 一般援助活動

健康な子どもの預かり  
理由は問いません

- 保育園など通所先までの子どもの送迎
- 保護者が外出する際の子どもの短時間の預かり
- 保育園・幼稚園・学校・学童クラブなどの開始前または終了後の子どもの預かり

### 【利用料】

月～金曜日の平日	1時間	800円
土・日曜日・祝日 年未年始	1時間	1,000円

### 【活動時間】

会員同士の話し合いによって決めます  
(ただし活動終了は22時まで)

### 利用できる方

#### → 利用会員

中野区在住で18歳未満の子どもの援助を受けたい方

### 活動できる方

#### → 協力会員

中野区在住、在勤、隣接区に在住の満20歳以上の方で子育て支援をしたい方

## 一般援助を利用するためには…

- ① 予約制会員登録会へ参加し、会員登録
- ② 利用の申し込み
- ③ 協力会員の紹介
- ④ 事前打ち合わせ
- ⑤ 初回利用



## 特別援助活動

病児・病後児または  
急な送迎や預かり

年会費  
3,000円

- 病気の子どもの預かり
- 保育所等から呼び出しを受ける等、緊急時の病気の子どもの迎えやその後の短時間の預かり
- 緊急時の健康な子どもの預かりや送迎

受診が済み、病名や投薬内容が明確で医師より在宅での保育が可能と診断されていることが必要です。

原則として利用会員宅で活動を行います。

### 【利用料】

一律 1時間 1,200円

### 【活動時間】

- 健康な子ども：月～日曜日 6:00～22:00
- 病気の子ども：月～金曜日 8:00～18:00  
土曜日 8:00～12:00  
(日曜・祝日・第3月曜日・年未年始は病児不可)

### 利用できる方

#### → 利用会員

保護者が就労している方で中野区ファミリー・サポート事業の登録をしている方

### 活動できる方

#### → 協力会員

中野区ファミリー・サポート事業の会員登録をされていて、事務局が指定したすべての講座を修了した方

## 特別援助を利用するためには…

- ① 予約制会員登録会へ参加し、会員登録
- ② 「特別援助のしおり」で内容を確認
- ③ 電話で訪問日を予約
- ④ 職員が利用会員宅へ訪問し、登録手続き



## よくある質問Q&A



### Q. 登録したらすぐに利用できますか？

A. 登録が完了次第、利用申し込みが可能です。

ただし、初回の利用前には、協力会員を紹介した上で、事前打ち合わせをする時間が必要です。利用日の2週間前後には利用申し込みをしていただくようお願いしています。

### Q. 特別援助活動を利用したいです

A. 2段階の登録が必要です。

- ① 予約制会員登録会へ参加し、会員登録をします。
  - ② その後、電話で訪問日を予約し、職員が利用会員宅へ訪問・登録手続きをします。
- 詳細は上記「特別援助を利用するためには…」をご確認ください